

令和4年第3回上毛町議会定例会会議録 (1日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和4年9月6日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（11名）

1番 高西正人 2番 友岡みどり 3番 岩花寛之 4番 田中唯登志
6番 宮本理一郎 7番 峯 新一 8番 三田敏和 9番 安元慶彦
10番 茂呂孝志 11番 荒牧弘敏 12番 宮崎昌宗

欠席議員（1名）

5番 廣崎誠治

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 教育長 道免 隆
会計管理者 堀 三好・ 総務課長 宮吉保男・ 企画開発課長 熊谷豊司
税務課長 堀田京介・ 住民課長 円入忠義・ 長寿福祉課長 園田秀秋
子ども未来課長 末永浩一・ 産業振興課長 垂水勇治・ 建設課長 堀 綾一
総務係長 末吉孝幸・ 教務課長 村上英之

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 野添雄二

議会事務局 宮野英治

○議事日程

令和4年第3回定例会議事日程（1日目）

令和4年9月6日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 報告第 7号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 6 認定第 1号 令和3年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 2号 令和3年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 3号 令和3年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 4号 令和3年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 5号 令和3年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 6号 令和3年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 7号 令和3年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 8号 令和3年度上毛町工業等用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第34号 上毛町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第35号 上毛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第36号 上毛町防災行政無線・農村情報連絡施設条例を廃止する条例について

- 日程第17 議案第37号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第38号 上毛町社会体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第39号 工事請負契約の変更契約の締結について（体育館新築工事）
- 日程第20 議案第40号 令和4年度上毛町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第41号 豊前市外二町清掃施設組合の共同で処理する事務の変更及び豊前市外二町清掃施設組合規約の変更について
- 日程第22 議案第42号 吉富町外1町環境衛生事務組合の共同処理する事務の変更及び吉富町外1町環境衛生事務組合規約の変更について

○委員会付託

文教厚生常任委員会

- 認定第 2 号 令和 3 年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 令和 3 年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 令和 3 年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 令和 3 年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 3 7 号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 8 号 上毛町社会体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 9 号 工事請負契約の変更契約の締結について（体育館新築工事）
- 議案第 4 1 号 豊前市外二町清掃施設組合の共同で処理する事務の変更及び豊前市外二町清掃施設組合規約の変更について
- 議案第 4 2 号 吉富町外 1 町環境衛生事務組合の共同処理する事務の変更及び吉富町外 1 町環境衛生事務組合規約の変更について

総務産業建設常任委員会

- 認定第 4 号 令和 3 年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 令和 3 年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 令和 3 年度上毛町工業等用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 3 4 号 上毛町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 5 号 上毛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 6 号 上毛町防災行政無線・農村情報連絡施設条例を廃止する条例について

て

予算決算常任委員会

認定第 1号 令和3年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第40号 令和4年度上毛町一般会計補正予算（第2号）

○会 議 の 経 過 （1日目）

開議 午前10時00分

○議長（宮崎昌宗君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して御着席願います。礼。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

5番 廣崎議員より欠席届が提出されておりますので、報告します。

ただいまから、令和4年第3回上毛町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、運営資料を配付しておりますので、御覧ください。

○議長（宮崎昌宗君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、1番 高西議員、2番 友岡議員を指名します。

○議長（宮崎昌宗君）日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。

安元委員長。

○9番（安元慶彦君）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会から報告をいたします。

議長から今期定例会の運営について諮問を受け、9月2日に議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程（案）のとおり協議決定いたしましたので、報告します。

9月6日火曜日、本会議で議案の上程を行います。諮問第1号、報告第7号の2件については、審議、討論、採決を行うことと決定しました。

9月7日は休会とします。

9月8日木曜日及び9月9日金曜日は、本会議で一般質問とします。

8日は質問者4人で、9日の質問者も4人でございます。

9月10日、11日は休会とします。

9月12日月曜日は、文教厚生常任委員会を開催し、9月13日火曜日は、総務産業建設常任委員会を開催、9月14日水曜日は、予算決算常任委員会を開催することとします。

9月15日は、予算決算常任委員会の予備日とします。

9月16日金曜日は、本会議で委員会付託案件の審査報告を受け、討論、採決を行います。

以上、会期は本日から9月16日までの11日間とすることが適当であると決定いたしましたので、報告します。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）議会運営委員長報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月16日までの11日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月16日までの11日間とすることに決定しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出された議案は、町長から諮問1件、報告1件、決算認定8件、条例5件、補正予算1件、その他3件の計19案件であります。

次に、本定例会の会期日程を申し上げます。配付しております運営資料6ページを御覧ください。

本日の会議では、町長提出案件の議案を一括上程し、町長からの提案理由の説明を受け、総括質疑を行います。諮問第1号、報告第7号の2件については、本日、受理、審議、採決を行います。残りの17件は後でお諮りし、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。

ここで皆様にはお願いしますが、本日、受理、審議、採決を予定している議案に対する質疑は、後の議案内容の説明の際に行っていただきますよう、御協力をお願いします。

9月8日、9日に本会議を開催し、一般質問を行う予定です。8日の質問者は4名、9日の質問者は4名を予定しています。

9月12日に文教厚生常任委員会、9月13日に総務産業建設常任委員会、9月14日に予算決算常任委員会を開催し、15日を予備日としたいと思います。

9月16日に本会議を開催し、各常任委員長から委員会付託案件の審査状況の報告

を受け、討論、採決を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長及び教育長に出席の要求をいたしましたところ、お手元に配付の名簿のとおり説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）これから、議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第4諮問第1号、日程第5報告第7号、日程第6認定第1号、日程第7認定第2号、日程第8認定第3号、日程第9認定第4号、日程第10認定第5号、日程第11認定第6号、日程第12認定第7号、日程第13認定第8号、日程第14議案第34号、日程第15議案第35号、日程第16議案第36号、日程第17議案第37号、日程第18議案第38号、日程第19議案第39号、日程第20議案第40号、日程第21議案第41号、日程第22議案第42号、以上19件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）皆さん、おはようございます。

本日ここに令和4年第3回上毛町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用の中、万障お繰り合わせの上、御参集いただき、厚くお礼申し上げます。

まずは、心配された今年度最大級の台風11号につきましては、本町では大きな被害もなく、本日早朝、北部九州を通過し、一安心したところでございます。今後も想定される災害につきましては、しっかりと備えてまいりたいと考えております。

次に、本町における新型コロナウイルス感染症の状況について御報告いたしますが、8月末現在における本町の感染者数は累計で804名、人口比にして11%となっております。

今年度感染の状況につきましては、4月に19歳以下が3分の2、その親と思われる30代・40代が3分の1の割合でありました。これが5月には、70代、80代を除く全世代に広がり、6月には一旦ゼロに抑えられておりました。7月には5月同様に、70代、80代を除く全世代に広がって、先月8月には初めて全世代に満遍な

く広がって、約400名と、この一月でこれまでの半数が感染したという状況であります。

さて、長引く新型コロナウイルス感染症拡大や社会環境、ニーズの多様化等により、時代は地方創生からデジタル田園都市国家構想実現へと、ポストコロナに向けた岸田内閣肝煎りの政策がスタートしたところであります。ポストコロナ、あるいはポストSDGsとは何か。新たな世界基準の大きな尺度や共通の課題となる目標とは何か。

昨年度より急浮上してきたGDW (Gross Domestic Well-being) 国内総充実という指標に注目が集まっています。これは特に、従来の幸福度や生活満足度という単一指標では捉えることの難しかった文化的な多様性も考慮した多面的な指標で、これがポストSDGsではないかと言われてしています。

御承知のように、GDP (国内総生産) は量的拡大を目指し、物質的な豊かさを測る指標であったのに対し、GDWは質的向上を狙い、実感できる豊かさを測定する指標であるということが大きな違いであります。

では、何をもって充実とするのかは市町村ごとに違うわけですし、全国一律、金太郎あめ的な政策はなく、特色の違うそれぞれが、地域に合った独自策を探求していかなければならないと思っております。

本町では、公民連携による農林業等の地域資源の発掘やブラッシュアップを重ねたブランディングを軸に、GDWを上げるためにサテライトオフィスの計画を着々と進めているところであります。

我が国では、昭和、平成にかけて、大量生産・大量廃棄の時代を経て、今、令和時代は、ウェルビーイングという、人に感動や心の豊かさ、心地よさ、そしてやりがい、充実感が問われる時代に進化してきたのではないかと思います。仮に捨てられるはずのものであっても、新しい価値や命を与えて、元の状態よりもさらに価値を高めるアップサイクルという創造的再利用につなげることは、サステナブルな時代の重要なキーワードとなっております。

こうした時代の流れを勘案し、旧麦酒館は解体という選択肢も十分検討しましたが、リノベーションによりクリエイティブな町の起点であるため、頭脳となる複合機能型のシェアオフィス兼オープンエリアとしてよみがえらせることがベストであると、再生計画を進めているところであります。

さて、総務省の令和2年度調査報告書を見ますと、地方公務員離職者のうち、50

歳未満の職員が35.1%という高い傾向があります。このまま若手の離職が進むと、当然、将来の幹部候補もいなくなる危機的な状況にあります。

公民問わず、こうした次世代が育たない現状を十分認識した上で、予算ありきの働き方だけの改革ではなく、働く意欲ややりがいをバランスよく醸成することが急務であろうと感じております。生きる上で、稼ぐ力を養うことはもちろん大切なことですし、その上で質的向上を実現すべきです。

昨今、教育現場において、教員不足が叫ばれています。この対策として、働き方がブラックだからホワイトにすればいいとか、所得を増やしてやればいいとか、安易に条件整備のみで片づける議論が多いわけですが、私は、先ほども述べましたように、教育分野においてもウェルビーイングが必要なのだらうと思います。感動や心の豊かさ、そしてやりがい、充実感等を教員に再認識させ、教職者としての誇りが持てるよう、家庭・学校・地域が支えていく仕組みを早急につくることに尽きると考えます。

行政におきましても、仕事への誇り、充実感なくして未来はなく、行政改革が急がれます。一つでも、上毛モデルという一流のモデルができれば、それが職員の誇りとなりますし、それを各部門で進めていくことで、仕事の充実や生活の充実へとつながっていくと考えております。

言葉は、教育上あるいはコミュニケーションを図る上でも重要なツールですが、言葉だけで充実するかといえば不十分です。これに伴う行動と実績に一つでもつなげていくことが、政治やリーダーに問われていると思います。議員各位の御理解、御協力を切にお願い申し上げたいと思います。

それでは、これより提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提出しております案件は、諮問1件、報告1件、決算認定8件、条例改正等5件、補正予算1件、その他3件の計19案件であります。

順次、御説明をいたします。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。人権擁護委員2名の方の3年間の任期が令和4年12月31日で満了することに伴い、人格、識見にすぐれ、広く社会の実情に通じ、人権擁護について精通されている小木戸秀喜氏及び小林和子氏を引き続き人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

報告第7号、令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでありま

すが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項において、地方公共団体の長は健全化判断比率等、毎年度、決算の提出を受けた後、速やかに監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告することと規定されておりますので、今議会において報告するものであります。

認定第1号から認定第8号までの一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定についてであります。地方自治法第233条第1項及び第3項の規定により、会計管理者より、各会計の決算書が提出されましたので、これを8月5日に行われた決算監査において監査委員の審査に付し、その意見書をつけて議会の認定に付すものであります。

一般会計では、新型コロナウイルスワクチン接種、新型コロナウイルス関係各種交付金事業及び体育館建設事業を初め各種事業において、事業目的に沿い、適切な執行に努めた結果、おおむね目標とする事業の成果が得られた決算となったものと考えており、また特別会計においても、一般会計と同様、目標とする事業の成果が得られた決算となったものと考えております。

これもひとえに議員各位初め、町民皆様の御理解、御協力のたまものと深く感謝申し上げます。

今後とも、町民生活の安全安心を最優先に考え、事業の必要性や緊急性に配慮し、多様化する行政需要に的確に対応するとともに、将来を見据えた財政運営に努めてまいる所存であります。

議案第34号、上毛町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。公職選挙法施行令の一部を改正する政令が、令和4年4月6日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第35号、上毛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。令和3年に行われた人事院勧告のうち、本年10月1日から施行される事項について、本条例を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第36号、上毛町防災行政無線・農村情報連絡施設条例を廃止する条例についてであります。電波法の改正に伴い、本年11月30日をもって、現在の防災行政

無線・農村情報連絡施設でのアナログ電波の使用が終了することにより、本条例を廃止する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第37号、上毛町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。マイナンバーカード交付率向上を図るため、証明書コンビニ交付サービス手数料を減額するに当たり、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第38号、上毛町社会体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。上毛町立体育館新築工事の工期延長に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第39号、工事請負契約の変更契約の締結について（体育館新築工事）であります。体育館新築工事に関わる建設工事請負契約について、鉄骨柱の調達に遅れが生じたことに伴い、工期の変更を行うため、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものであります。

議案第40号、令和4年度上毛町一般会計補正予算（第2号）であります。今回の補正額は2億497万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億5,039万8,000円とするものであります。

今回の補正予算では、継続費補正で、体育館建設工事工期延長に伴い、期間及び年割額の変更をお願いしております。

債務負担行為補正では、一般廃棄物収集運搬業務委託料として、令和4年度から令和7年度までの債務負担行為を追加しております。

地方債補正では、臨時財政対策債発行可能額確定に伴い限度額を変更しております。

歳出の主なものといたしましては、総務費では企画費において、旧大平麦酒館をサテライトオフィスに改修するための設計業務委託料等関連経費を、支所費では、新型コロナ対応地方創生臨時交付金を活用し、大平支所中小会議室等空調設備改修経費を、戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカード交付率向上のため、証明書コンビニ交付手数料減額を行うに当たり、その減額相当額を町が負担するための経費を計上しております。

民生費の児童措置費では、コロナ禍において原油価格、物価高騰により影響を受け

る町内私立保育所、給食材料費に関する緊急支援金を計上しております。

衛生費の環境衛生費では、老朽危険家屋除去事業補助金2件分を、新型コロナウイルス感染症対策費では、町内小中学校及び公共施設へ空気清浄機54台を追加で設置するための購入経費を計上しています。

農林水産業費では、農地費において、宇野松本地区で農村環境整備事業により実施予定の水路改修工事において詳細設計を行った結果、工事費が増額となる見込みとなったため、工事請負費等の増額を計上しております。

商工費では、新型コロナ対応地方創生臨時交付金を活用して、大平楽温泉館真空ボイラー改修工事により燃焼効率の向上を図り、指定管理者の原油価格高騰に対する負担軽減を図ります。

土木費では、住宅管理費において下唐原第二団地解体工事費を計上しております。

教育費では、小学校費及び中学校費において、今後の施設等修繕見込みから、それぞれ修繕費を増額計上しております。社会教育総務費では、京築地域の次世代を担うリーダーに対して、人材育成プログラムを実施するための負担金を計上しています。

最後に保健体育費では、体育館建設工事工期延長に伴う継続費補正をお願いしておりますので、それに対応する本年度分事業費相当額を減額しております。

今回の主な補正財源といたしましては、特定財源として分担金及び負担金では、事業費増額に伴う宇野松本地区農村環境整備事業受益者分担金6万円を増額計上しております。

国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,066万4,000円、社会資本整備総合交付金481万5,000円の合計6,547万9,000円を増額計上しています。

県支出金では、保育所等給食支援費補助金63万円、農村環境整備事業費補助金24万円の合計87万円を増額計上しております。

寄附金では、学力向上推進事業に役立てていただきたいと、地元企業様から企業版ふるさと納税30万円を御寄附いただきましたので、今回予算計上し、中学生の上毛塾関係経費に充当いたしております。

繰入金では、体育館建設工事継続費年割額変更に伴い、本年度充当予定であった公共施設整備基金繰入金2億5,000万円を減額、ふるさと応援基金繰入金では、ログハウスデッキ改修事業に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金との財源

変更により600万円を減額、多目的運動広場グラウンドナイター照明改修事業にスポーツ振興くじ助成金の交付決定がありましたので、2,000万円を財源変更により減額計上しております。

諸収入では、雑入において、先ほどの繰入金でも御説明いたしました多目的運動広場グラウンドナイター照明改修事業のスポーツ振興くじ助成金の交付決定を受け、2,000万円を計上しております。

町債では、臨時財政対策債において、発行可能額の確定により1,806万6,000円を減額計上しております。

一般財源としては、普通交付税を257万3,000円を計上しております。

議案第41号、豊前市外二町清掃施設組合の共同で処理する事務の変更及び豊前市外二町清掃施設組合規約の変更についてであります。豊前市及び吉富町外1町環境衛生事務組合のし尿処理事業を廃止し、豊前市外二町清掃施設組合へし尿処理事業を統合することに伴い、組合経費の支弁の方法を変更し、豊前市外二町清掃施設組合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第42号、吉富町外1町環境衛生事務組合の共同処理する事務の変更及び吉富町外1町環境衛生事務組合規約の変更についてであります。豊前市外二町清掃施設組合が吉富町外1町環境衛生事務組合の共同処理する事務であるし尿処理に関する事務を継承するに当たり、吉富町外1町環境衛生事務組合で共同処理する事務の内容を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、概略を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただき、御承認、御可決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）提案理由の説明が終わりました。

これから提案理由に対する総括質疑を行います。前にも述べましたが、本日審議する案件に対する質疑は、後の議案内容の説明の際に行っていただくよう、御協力をお願いします。

提案理由に対する総括質疑はありませんか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君） コロナの感染者が804名ほどいるということでございますけれども、コロナの感染者に対して、いじめや差別等につながる可能性があつて大変だということで、絶対秘密的なことで我々承知をしてるわけでございますけれども、どうもそれが外に出て、私は直接じゃないんですけど、うちの家内が、ほかの要件で電話で話をしよる中で、誰々さんが感染しているというふうなことを耳にすると。

私、これを一番最初に知り得るのは、役場の職員じゃないかと思うんですよ。だから、そこら辺で、役場の職員さんの誰とか何とかじゃないんですけど、どこかでそういうものが出ていってるんじゃないかという感じがするんですが、その辺は町長、厳密に箝口令を出しておるかどうか、どうですか。

○議長（宮崎昌宗君） 町長。

○町長（坪根秀介君） 守秘義務があるということは職員も皆自覚しておりますし、そういうことは一切ないというふうに思っております。

もし、その情報が漏れているとすれば、学校とかそういう中で、皆さん結構今の方々というのは、かかったよとかいうことを平気で言われる方もいますし、それと最初のほうは、うちだけじゃなくて、最初にかかったりすると村八分的なこともあったというふうに聞きますけれども、これだけ出てくると、もう皆さん、誰がかかっても仕方ないというふうに考えてると思いますし、そういうことは先ほどの趣旨から言いますと、職員からはそういった情報は一切漏れてないというふうに感じます。

○議長（宮崎昌宗君） 以上でよろしいですか。ほかにございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） これで提案理由に対する総括質疑を終わります。

○議長（宮崎昌宗君） これから、本日採決する議案の審議を行います。

日程第4、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮吉保男君） それでは、諮問第1号につきまして御説明をいたします。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、次の者を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和4年9月6日提出、上毛町長、坪根秀介。

推薦する者の氏名、お一人目ですが、小木戸秀喜、生年月日、昭和27年7月16日生まれ、住所、上毛町大字原井437番地1。

もうお一方ですが、氏名、小林和子、生年月日、昭和24年2月5日生まれ、住所、上毛町大字西友枝952番地1。

理由でございます。人権擁護委員2名の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次のページにお二方の履歴書を添付しておりますので、御参照ください。

なお、お二方とも今回再任ということでございます。

説明は以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）私はいつもこの行政の人事案件について、大なり小なりの疑問を感じているわけですが、特に今回の場合は、上記コメントに、法務大臣に対し推薦をしたいからということで町長の名前が出てございますが、それなりに当然、人物、識見、経験等豊富な方々というふうに思うわけでございますけれども、担当課長ですね、この人物におかれまして、町長に詳細に過去2年間の具体的な実績、行動等々についての御説明とか紹介はしてのことなのか。また逆に、広く人材を求めた結果、いなかったということでございましょうか。この辺はいかがですか。

○議長（宮崎昌宗君）住民課長。

○住民課長（円入忠義君）それでは、私のほうから御答弁させていただきます。

町長に対しまして、今回の人権擁護委員の推薦について、お二方の過去の経歴、今までの活動の内容というのは御説明をさせていただいて、お二人ともまだ年齢的に若いということと、法務局の支局長のほうからも、再任のお願いということでありましたので、その旨を町長に御報告をいたしまして、再任という形で今回提案をさせていただくものでございます。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）説明で納得する部分が多いわけですが、私はこういった町の人材発掘という面で、広く人材を求めて万機公論に決しながら、こういう方々

が本町の将来の発展とか活性化のために実力を発揮していただく。その結果、町の発展が見られると。

人は昔から、人財というように宝でございますから、それを有効活用する。それも広く町内から人材を発掘することによって、町の発展のために寄与していただくということが一番大事だというふうに思います。

これは特に法務大臣に推薦する、国の法務行政の一翼を担うというような大切な仕事であろうかというふうに理解しているわけでございますから、今後ともそういった意味で、安易に横滑りというような人事のあり方は極力やめていただき、広く町内から人材の発掘、登用するというところで考えていただきたいと。町長いかがですか。

○議長（宮崎昌宗君）町長。

○町長（坪根秀介君）安元議員さんの質問にもありましたけども、こういったことは守秘義務があるわけでございますので、よかれと思っても、余計なことを吹聴される方もいらっしゃいますし、この辺はその実績を酌んで、この両名であれば十分実績もありますし、人格、識見すぐれてるというふうに考えて再任したということでございますので、御理解いただきたいとします。

○議長（宮崎昌宗君）以上でよろしいですか。

○6番（宮本理一郎君）はい。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにございませんか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）本町において人権擁護に関する事案、どれだけありますか。

○議長（宮崎昌宗君）住民課長。

○住民課長（円入忠義君）特に人権に関する問題というのは把握をしておりませんし、人権擁護委員さんのほうからも、聞き及んではおりません。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員。

○9番（安元慶彦君）行政は把握してないということ。これはちょっと答弁には値せんよだね、何かどうでもいいと言わんばかりみたい。そういうことでいいんかね。

○議長（宮崎昌宗君）住民課長。

○住民課長（円入忠義君）把握してないというんじゃなくて、そういったものはないということで把握をしておるということでございます。すみません。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員、よろしいですか。

○9番（安元慶彦君）はい。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）それでは、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。反対討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから、本案を採決します。

人権擁護委員候補者の推薦について、小木戸秀喜氏と小林和子氏を適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、小木戸秀喜氏と小林和子氏を適任とすることに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第5、報告第7号、令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）それでは、報告第7号につきまして御報告をさせていただきます。

報告第7号、令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。

まず、健全化判断比率でございます。令和3年度健全化判断比率の実質赤字比率につきましては、前年度と同様に普通会計として処理をしております、一般会計、奨学資金特別会計、住宅新築資金等特別会計の3会計におきまして、実質赤字がございま

せんので、報告しております表中には、数値が表示をされません。

続きまして、連結実質赤字比率でございますが、算定対象となる普通会計、国保特別会計、後期高齢者医療特別会計と公営企業会計の全てにおきまして、実質赤字がございませんので、実質赤字比率と同様に御報告しております表中には、数値が表示されておられません。

続きまして、実質公債費比率でございますが、この比率は、標準財政規模に占める全会計の公債費及び本町が加入しております一部事務組合に対して負担する公債費、並びに債務負担行為による公債費に準じた経費等の比率でございます。

令和3年度の実質公債費比率につきましては、マイナスの2.7%となっており、令和2年度の比率マイナス2.6%から0.1%公債費等について改善がなされたと言えるものでございます。

この実質公債費比率につきましては、過去3か年度の数値の平均で求めることになっておりますので、数値の増減につきましては平成30年度と令和3年度の数値の変動により、増減をすることになります。

今回の数値改善の主な理由につきましては、公債費の元利償還金の額が9,063万7,000円減額となったこと及び標準税収入、普通交付税等が1億5,916万2,000円増加したことによるものでございます。

続きまして、健全化判断比率の最後になりますが、将来負担比率につきましても、将来負担額である地方債現在高等の減少によりまして、算定式における分子の額がマイナスの数字となりますので、令和2年度と同様に数値は表示されておられません。

ちなみに、算定式における分子は地方債現在高、退職手当支給予定額の一般会計等の負担金等の合計額から充当可能基金額、地方債現在高等に係る基準財政需要額への算入額等の合計額を控除した額となっております。

報告の最後になりますが、公営企業に係る資金不足比率につきましては、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び工業等用地造成事業特別会計において実質赤字がございませんので、報告しております表中には数値が表れておりません。

令和4年9月6日提出、上毛町長、坪根秀介。

報告書の次に、2ページ目、3ページ目には、令和3年8月5日に、ただいま御報告いたしました内容について監査委員に審査をお願いし、その結果を審査意見書として添付をしております。

2ページ目の2、審査の結果の(1)の総合意見、それから3ページ目の(3)是正改善を要する事項の項目において早期健全化基準に近い数値もなく、健全な財政運営を行っていると思われる。また、特に改善すべき事項はないとの監査委員さんからの審査意見をいただいているところでございます。

報告及び説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長(宮崎昌宗君)説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で本件の報告を終わります。

○議長(宮崎昌宗君)これから議案の委員会付託を行います。

9月2日、議会運営委員会の協議結果を運営資料として配付しております。運営資料の3ページ、4ページの委員会付託表を御覧ください。付託案の朗読に際しても、議案名の朗読は省略します。

認定第2号、認定第3号、認定第6号、認定第7号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第41号、議案第42号の9件は文教厚生常任委員会へ、認定第4号、認定第5号、認定第8号、議案第34号、議案第35号、議案第36号の6件は総務産業建設常任委員会へ、認定第1号、議案第40号の2件は予算決算常任委員会へそれぞれ付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長(宮崎昌宗君)続いて、各常任委員会の開催日についてお諮りします。

運営資料5ページ、委員会日程表を御覧ください。

各常任委員会の開催日は、議会運営委員会で決定いただいた日程のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。

したがって、常任委員会の開催日は、運営資料、委員会日程表のとおり開催することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会 午前10時45分